

命 令 書

申立人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被申立人 ブックローン株式会社

主 文

本件申立ては、いずれもこれを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

(1) 申立人全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部（以下「申立人組合」という。）は、セメント・生コン産業及び運輸・一般産業に関連する労働者で組織する労働組合で、肩書地に事務所を置き、審問終結時の組合員数は約1,500名である。

被申立人ブックローン株式会社（以下「会社」という。）には、申立人組合の下部組織としてブックローン労働組合があり、審問終結時の組合員数は7名である。A1（以下「A1」という。）は、同組合の組合員である。

なお、会社には、ブックローン労働組合以外に、連合印刷情報メディア産業労働組合連合会ブックローン労働組合（本件申立て当時は、全印総連大阪地連ブックローン労働組合と称していた。以下「全印総連労組」という。）と運輸一般神戸支部ブックローン分会があり、審問終結時の組合員数は、前者が約60名、後者が4名である。

(2) 会社は、各種出版物の長期月賦販売等を業とする株式会社で、肩書地に本社を置くほか、全国に支社及び営業店を有し、審問終結時の従業員数は約160名である。

2 労働組合の変遷

昭和52年3月15日、会社において、組合員数約110名の労働組合が結成され、同組合は、全印総連大阪地連に加盟した。昭和55年2月頃、同組合は、運輸一般神戸支部に加盟する組合と全印総連労組とに分かれた。さらに、昭和62年1月には、運輸一般神戸支部に加盟する組合が、上部団体のない組合（以下「ブックローン労組」という。）と、運輸一般神戸支部に加盟する組合とに分かれ、この時点の組合員数は、前者が6名、後者が4名であった。

3 A1及びA2の従業員歴及び組合員歴

(1) 昭和48年夏頃、会社は、公共職業安定所を通じて、育英高等学校に高

卒者用求人票を提出して、昭和49年度の高卒定期採用者を募集した。

同高校に在学していたA1は、同高校が求人票に基づいて作成した就職案内の一覧表を見て、会社への就職を希望し、同高校の推薦を得て、昭和49年4月1日、会社に入社した。

- (2) A1は、入社後、コンピューターのオペレーター、商品配送等の業務を担当した後、昭和60年4月から売掛金回収の業務（督促業務）に従事していた。
- (3) A1は、昭和52年に労働組合が結成されるとこれに加入したが、その後脱退し、昭和55年2月頃に組合が二つに分かれてからは、全印総連労組に所属した。
- (4) 昭和54年4月、A1は、妻A2（以下「A2」という。）と結婚した。A2は昭和48年4月1日会社に入社しており、昭和62年1月1日以降は業務部契約課に配属されていた。
- (5) A2は、昭和52年に労働組合が結成されるとこれに加入したが、昭和55年2月頃組合が二つに分かれた際に、運輸一般神戸支部に加盟する組合に所属し、さらに、昭和62年1月に同組合が二つに分かれた以降は、ブックローン労組に所属していた。
- (6) A2は、組合活動として、結婚前に組合機関紙の編集を担当していたことはあったが、結婚後は安全衛生委員会や制服委員会に所属するのみで、労働組合の役職についたことはなかった。

4 転勤に関する規定等

- (1) 会社が昭和48年に公共職業安定所に提出した高卒者用求人票及び同求人票に基づいて学校が作成した会社一覧表には、勤務地として神戸市が記載されていたが、これはさしあたっての就業場所を示したにとどまり、勤務地を神戸市内に限定する趣旨ではなかった。
- (2) A1ら新入社員は、入社直後に就業規則をはじめとする労働条件の説明を受けた。会社の就業規則第8条第1項には、「会社は業務の必要により社員に異動（転勤、配置転換）を命じることがある。この場合正当な理由なくこれを拒否してはならない。」と規定されていた。
- (3) A1の配属されていた業務部業務課督促係の男性係員7名のうち、A1ら3名は転勤経験がなかったが、C1は、名古屋から静岡、東京、神戸、広島、神戸へ、C2は、神戸から大阪、神戸へ、C3は、神戸から大阪、神戸へ、C4は、大阪から神戸、大分（長期出張）、神戸へとそれぞれ転勤を経験していた。

また、A1と同時期の高卒採用者であるC5も、神戸から東京、札幌、神戸へと転勤を経験していた。

5 A1の配転に至るまでの事情

- (1) A1の配属されていた業務課督促係は、入金の遅れた契約者を督促して債権を回収する業務を担当し、具体的には、「電督明細」と「督促カード」と呼ばれる二つの業務手続を行っていた。「電督明細」とは、入金

遅れた契約者のリストに基づき電話で督促する業務であり、「督促カード」とは、「電督明細」で督促をしても入金がない場合に作成される督促カードに基づいて、文書での督促や外勤活動による督促を行う業務であった。昭和62年3月1日現在、業務課督促係には係長のほか女性1名を含む8名の係員がおり、電督明細は全員が担当していたが、外勤活動を伴う督促カードの担当者は、C1、C2、C3、C4及びA1の男性5名であった。

- (2) 会社の業務部の出先機関の一つである名古屋業務は、名古屋市内の会社所有のビルの中にあり、昭和62年3月末までは、C6係長、C7及び女子事務員のC8の3名が在職して、中京地区及び静岡県の契約者に対する督促業務等を行っていたが、同年3月末日付けで、督促カードを専門に担当していたC7が退職した。
- (3) 会社は、昭和62年5月1日付けで人事異動を予定していたので、C7の後任補充もこれに合わせて行うこととし、それまでは名古屋業務への応援として、本社業務課から督促カードの担当者であるC1、C2及びC3を交代で、一、二名ずつ出張させた。
- (4) 会社は、C7の後任を社内の人事異動で補充することにして、その人選に際し、即戦力となる督促業務担当者、転勤の経験のない者という観点から選任することとした。昭和62年4月末の本社業務課督促係の男性係員で転勤経験のない3名のうち、C9は同年5月1日付けで福岡への転勤が予定され、C10は外勤活動に必要な運転免許を持っていなかったため、会社はA1を名古屋業務に配転することにした。

6 本件配転命令当時のA1の家族状況

- (1) A1は、本件配転命令当時、神戸市垂水区の持ち家に、妻A2、長女（7歳）及び長男（4歳）と居住し、A1の両親は、神戸市兵庫区の文化住宅に居住していた。なお、A1は住宅ローンの支払いを継続していた。
- (2) A1は毎朝車で二人の子供を両親宅に送り、退社後車で子供を自宅へ連れ帰っていた。昼間は両親が子供の面倒を見ており、子供は兵庫区の小学校と幼稚園に通っていた。

7 A1に対する配転と懲戒解雇

- (1) 昭和62年4月27日、A1の上司であるB1課長は、A1に対し、名古屋業務への配転を内示した。

この時、B1課長は、単身赴任するか、家族同伴で赴任するかはA1が決定することだが、家族同伴で赴任する場合は、同年6月末日での退職を申し出ているC8の後任として、A2も名古屋業務で勤務してよい旨申し出た。

- (2) B1課長は、内示の際、転勤に関する諸手当及び補助の概要を以下のとおりA1に説明した。

ア 赴任手当として、家族同伴の場合は10万円、単身者の場合は7万円

を支給する。

- イ 特別住宅手当（支給期間は通常5年間）として、家旅同伴の場合は、家賃5万5千円を限度としてその60パーセント、単身者の場合は、家賃3万5千円を限度としてその60パーセントを支給する。
- ウ 単身赴任の場合、別居手当として月額2万円、帰省費用として月1回帰省に要する交通費を支給する。
- エ 引っ越し費用は、全額会社が負担する。
- (3) A1は、名古屋業務への配転を拒否し、所属する全印総連労組に、名古屋に行かなくてもいいように会社と話をしてほしい旨申し出たので、同労組は、「苦情処理に関する協定書」に基づいて、苦情処理委員会を開くよう会社に申し入れた。
- (4) 昭和62年4月30日、5月1日及び同月6日の3回にわたって苦情処理委員会が開かれ、組合側委員は、A1の事情として、子供を両親に預けて共稼ぎをしており、名古屋に行く和生活上支障がある等の不利益を説明した。これに対し、会社側委員は、名古屋業務の退職者の後任にA1を選んだ理由等を述べ、業務上の必要性があり、他の従業員の異動状況からみても、やむを得ない旨説明し、さらに、名古屋業務の女子事務員が昭和62年6月末で退職するので、希望すれば、A2をその後任とする旨付け加えた。
- (5) 昭和62年5月6日、全印総連労組も、過去の異動状況からみて、今回の異動が不当であるとは考えられないと判断し、異動を受け入れることを前提として、条件面での交渉に移ることを本人に通知したが、A1はこれを不服として、即日、全印総連労組を脱退し、翌7日にブックローン労組に加入した。
- (6) 同月8日、A1が加入したブックローン労組は、会社に対し、A1の配転に関する苦情処理申立てをする旨通知した。
これに対し、会社は、ブックローン労組との間には苦情処理に関する協定はないとしながらも、同問題について事務折衝を行うことを承諾した。
- (7) 同日、B1課長は、A1に名古屋業務勤務を命じる旨の同月1日付辞令をA1に手渡し、同月21日に名古屋業務に赴任するよう命じた。
- (8) 同月13日、ブックローン労組と会社による第1回目の事務折衝が行われ、その席上、ブックローン労組は、転勤によるA1の経済的負担が大きいことのほか、名古屋業務での督促カードの数が少なく人員の必要性に疑問があること、現地採用できない状態ではないこと、人選の合理性に問題があること、ブックローン労組の組合員であるA2に退職を強いるもので、組合の弱体化を狙うものであること等を挙げて、配転命令は受け入れられない旨主張した。
これに対して、会社は、家族の状況、転勤の条件等について検討した結果であること、会社の売上げが減少して現地採用のできるような状況

ではないこと、多少の不利益は我慢してほしいこと、人選の合理性に問題はないうこと等を挙げて、配転命令の撤回を拒否した。

- (9) 同月14日、ブックローン労組は会社に対し、A1が異議をとどめつつ名古屋業務に赴任することもある旨告げ、A1は、翌15日、住居を探すために名古屋に行き、名古屋市内の賃貸のワンルームマンションを選び、仮契約をして手付金を支払った。
- (10) 同月18日、ブックローン労組と会社による第2回目の事務折衝が行われたが、双方が前回と同内容の主張を繰り返したにとどまり、特段の進展はみられなかった。
- (11) ブックローン労組は、第2回目の事務折衝の後、直ちに臨時大会を開き、A1配転問題を早期に解決するために申立人組合へ加盟すること、A1配転問題に関連してスト権を確立すること、具体的なスト権の行使は執行部に一任すること等を決議し、即日、申立人組合に加盟した。
- (12) 同月19日、全日本建設運輸連帯労働組合近畿地方本部、申立人組合及びブックローン労組は、会社に対し、A1の配転命令の撤回等を要求事項とする三者連名の団体交渉申入書を提出し、翌20日、A1も立ち会って、団体交渉が開催された。会社は、A1の配転の業務上の必要性、人選の合理性について説明し、さらに、A2も名古屋業務に配転することも可能である旨述べた。

申立人組合及びブックローン労組は、A1に対する配転命令は、勤務地を神戸市に限定した労働契約に違反するものであること、業務上の必要性と人選の合理性に疑問があり人事権の濫用に当たること、組合員A2との別居を強いて、A2に退職を迫り、組合の弱体化をもたらすもので、不当労働行為性を有すること等の事由を挙げて、配転命令の撤回を求めた。

しかし、会社は配転命令の撤回はできないとし、この日も話し合いは物別れに終わった。

この日の団体交渉の中で、会社はA1の立場を考慮して、名古屋業務への赴任日を同月21日から同月25日に延期することを告げた。

- (13) 同月22日、ブックローン労組は会社に対し、A1が同労組の指名を受けて、同月25日から無期限のストライキを行うことを通知し、同月25日にA1はストライキに入り、名古屋業務へ赴任しなかった。
 - (14) 同年6月1日、当事者間で夏季一時金等に関する団体交渉が行われた時、A1も立ち会って、A1の配転問題についても話し合われたが、進展はなかった。
 - (15) その団体交渉の終了後、会社は、A1が配転拒否の態度を変えないものと判断し、業務上の命令に従わず、その情状の重いとき（就業規則第65条第2項第1号）に該当するとして、昭和62年6月2日付けをもってA1を懲戒解雇した。
- 8 A1の懲戒解雇に関する裁判の状況

A 1 が名古屋業務への配転命令に従わないことを理由とする懲戒解雇の効力に関して、会社は、従業員地位不存在確認等を請求する訴訟を神戸地方裁判所に提起し（同地裁昭和63年（ワ）第424号）、これに対しA 1 は、従業員地位確認等を請求する反訴を提起した（同地裁同年（ワ）第875号）。同裁判所は、平成2年5月25日、会社の請求を認容し、A 1 の請求を棄却した。上記事件の判決理由中で、A 1 に対する配転命令はA 2 の排除を目的とするものではないこと、及び懲戒解雇は配転命令拒否を理由とするものであって、指名スト実施を理由とするものではないことなどの事実を認定し、配転命令及び解雇は不当労働行為とは認められない旨判示した。

A 1 は上記判決を不服として大阪高等裁判所に控訴したが（同高裁平成2年（ネ）第1257号）、平成3年5月30日に控訴棄却の判決があり、さらに、A 1 は最高裁判所に上告したものの（最高裁平成3年（オ）第1326号）、上記上告も、平成5年12月17日、棄却された。

第2 判 断

1 当事者の主張要旨

(1) 申立人組合は次のとおり主張する。

ア 会社のA 1 に対する配転命令は、組合員であるA 2 を会社から退職させることにより、ブックローン労組の弱体化を狙ったものであり、あるいは、少なくとも、A 2 がブックローン労組から脱退しないことに対する報復として行われたものである。したがって、本件配転命令は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

イ 配転命令の撤回を目的としたA 1 の指名ストは、正当な争議行為であるから、指名ストに入った時点以降、その配転命令の効力は停止し、A 1 は配転先に赴任する義務はない。よって、指名スト中はA 1 が赴任しなくても業務命令違反とはならないので、A 1 に対する本件懲戒解雇は、指名ストの実施を理由としてブックローン労組の弱体化を狙って行われたものであり、本件懲戒解雇は労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為である。

(2) これに対して、会社は次のとおり主張する。

ア A 1 に対する配転命令は正当な業務命令である。

会社には、A 1 に対し配転命令を出すに当たって、A 2 を退職させようとする意図はなかった。会社がA 1 やA 2 を本社の職場から排除しなければならない理由はない。

イ A 1 の指名ストは、本件配転命令に従わないための手段として行われたものであり、正当な組合活動とは言えない。A 1 が配転命令を拒否したので、会社はA 1 を懲戒解雇したものであり、A 1 に対するこの処分は、不当労働行為に該当するものではない。

2 当委員会の判断

(1) 本件配転命令について

申立人組合は、会社が組合員であるA 2 を退職させてブックローン労

組の弱体化を狙ったり、あるいは、A 2 に対して報復したりするために、A 1 に配転を命じたものであると主張するので、この点について検討する。

ア A 1 と A 2 は、子供 2 人を抱えて共働きをしていたので〔第 1、6〕、A 1 が名古屋に単身赴任したとしても、また、家族同伴で赴任したとしても、子供の養育上の不便があり、かつ、経済的負担が増加して、本件配転命令によって、A 1 と A 2 がある程度の不利益を被ることは否めないところである。

イ しかし、他方で、会社には家賃の一部負担、別居予告及び月 1 回の帰省費用支給等の諸手当の制度があること〔第 1、7(2)〕、会社は希望すれば A 2 も名古屋業務で勤務してよい旨申し出ていたこと〔第 1、7(1)〕、A 1 が当初加入していた全印総連労組は、過去の異動状況からみて、本件配転が不当であるとは考えられないと判断していたこと〔第 1、7(5)〕、及び A 1 も名古屋業務に赴任する場合に備えて、名古屋で住居を選び仮契約をしていたこと〔第 1、7(9)〕等の事実を勘案すると、A 2 が退職しなくても、A 1 が名古屋業務に転勤することは可能であり、そのために被る A 1 らの不利益は、配転によって通常被ることが予測できる不利益の範囲を著しく超えるものではないとすることができる。

ウ また、A 2 はブックローン労組で役職につく等指導的立場にあったものではなく〔第 1、3(6)〕、その他に、会社が組合活動の故をもって、A 2 を嫌悪していたと認めるに足りる特段の事情はない。

なお、申立人組合は、昭和54年10月頃、会社の B 2 課長が、また、昭和61年6月頃、B 1 課長が、それぞれ A 1 に対して、A 2 の組合脱退を勧奨したと主張するが、そのような脱退勧奨を認めるに足りる証拠はない。

エ 次に、本件配転の必要性及び人選の合理性について検討すると、名古屋業務を退職した C 7 は、外勤活動を伴う督促カード業務を担当していたので〔第 1、5(2)〕、会社は即戦力となる人材をもってこれを補充するため、本社の業務課督促係から督促業務経験者を名古屋業務に配転することとしたこと〔第 1、5(4)〕、同係の男性係員 7 名のうち、転勤経験のない者は A 1 を含めて 3 名であり〔第 1、4(3)〕、うち 1 名は福岡への転勤が予定され、もう 1 名は外勤活動に必要な運転免許を持っていなかったため、会社は名古屋業務への配転対象者として A 1 を選任したこと〔第 1、5(4)〕が認められ、上記事実の下においては、本件配転が必要であり、その人選に合理性があったものと言することができる。

オ 以上判断したとおり、本件配転命令には、業務上の必要性と人選の合理性があり、会社が A 2 を退職させてブックローン労組の弱体化を狙ったり、あるいは、ブックローン労組から脱退しない A 2 に対する

報復として行ったものとは到底認め難いので、本件配転命令が労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとする申立人組合の主張は採用できない。

(2) 本件懲戒解雇について

ア 申立人組合は、A1の指名ストが正当な争議行為であったことを前提として、A1に対する本件懲戒解雇は指名ストの実施を理由としたものであると主張するので、まず、A1の指名ストが正当な争議行為であったかどうかについて検討する。

(ア) 会社は、配転についての業務上の必要性、人選の合理性等について、ブックローン労組に対して事務折衝を通じて2回、さらに、申立人組合及びブックローン労組に対して団体交渉で2回、繰り返し説明し〔第1、7(8)、(10)、(12)及び(14)〕、そのうえ、A2も名古屋業務で勤務できるよう配慮したり〔第1、7(1)〕、A1の名古屋業務への赴任日を延期したりして〔第1、7(12)〕、組合側の説得に努めた。

(イ) これに対し、申立人組合及びブックローン労組は、団体交渉の場において、会社に対し、配転命令が、勤務地を神戸市に限定した労働契約に違反すること、A1の家庭事情を考慮せずになされた人事権の濫用に当たること、A2を退職させブックローン労組の弱体化を狙った不当労働行為であること等を理由として、配転命令の撤回のみを要求し、団体交渉をまとめるための具体的な提案や譲歩は何も行わなかった〔第1、7(12)及び(14)〕。

さらに、一度はA1が名古屋業務に赴任することを前提として名古屋で住居を選び、配転命令に従う姿勢を示したものの〔第1、7(9)〕、その直後にブックローン労組はA1に無期限の指名ストを命じて〔第1、7(13)〕、名古屋業務に赴任しないことを明白にするなど、申立人組合及びブックローン労組は引き続きかたくな態度に終始した。

(ウ) 以上の経過を見る限り、A1の指名ストは、団体交渉の促進を目的とし、そのための手段として行われたものではなく、配転命令拒否それ自体を目的として行われたものであるから、正当な争議行為ではなかったものと判断する。

イ したがって、本件懲戒解雇は、A1の指名ストの実施を理由として行われたものではなく、A1が配転命令を拒否したことを理由として行われたものと認めざるを得ないので、本件懲戒解雇が労働組合法第7条第1号及び第3号に該当する不当労働行為であるとする申立人組合の主張は採用できない。

第3 法律上の根拠

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して主文のとおり命令する。

平成 6 年 10 月 4 日

兵庫県地方労働委員会
会長 元原利文 ㊟